九州アグロ・イノベーション

- 九州みどりの食料システム EXPO 2026 -

出展申込書

会 期 2026年10月28日(水)・29日(木) 会場 マリンメッセ福岡 B館

一般社団法人 日本能率協会 御中 当社は、裏面記載の出展規定を遵守することを約束し、下記のとおり出展申込みをいたします。

早期申込期限 2026年5月29日(金) 必着

通常申込期限 2026年7月31日(金) 出展料金支払方法: 出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振込みください。また、振込手数料は貴社・貴団体にてご負担ください。

¥

出展料合計

〈問い合せ・出展申込書送付先〉 九州アグロ・イノベーション・九州みどりの食料システムEXPO・事務局行(一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内) 〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22

TEL:03-3434-3453 FAX:03-3434-8076 E-mail:ai-e@jma.or.jp

申込日:

日

※必ずご捺印のうえ、本申込書原本をご郵送ください。

※本申込書の両面コピーをとり、貴社・貴団体の控えとして保存してください。

1 会社基本情報

会社名 出展者名を変更	和	フリガナ 		- 代表	役職名	フリガナ	
する場合は右頁 ここで記入ください。	英		l	表 者 名	氏 名		(印)
貴社URL		http://					`~_/
本社所在地	ļ.	〒 -	都 道 府 県		TEL		
					FAX		
出展担当者	:	〒 -	都 道 府 県		TEL		
連絡先					FAX		
7/1 11 /2					ΓΑΛ		
/// II /		所属部署	役職名			氏 名	
		所属部署	役職名	フリカ		氏 名	
出展担当者		所属部署	役職名	フリカ		氏 名	(p)

2 2	S種料金		単価	(税込)	E	申込数	料金(税込)*4
ш	早期申込	会員*1	¥29	7,000	×	ブース	=
出展ブ	一 	会員外	¥34	1,000	×	ブース	=
	通常申込	会員*1	¥34	1,000	×	ブース	=
ナ 料	た	会員外	¥38!	5,000	×	ブース	=
Ľ	ミニブース 間口1.5m×奥行	き1.5m×高さ2.7m※5	¥110	0,000	×	ブース	=
	コーナー(2面開放)フ	ブース指定権 ^{※2}	¥88	8,000	×		=
 	会場内ストックル・	ーム(2m²)	¥5!	5,000	×		=
プ	ホームページバ	ナー広告	¥110	0,000	×		=
オプション	出展者セミナー※2 オ	5望枠 ①②	出展者	¥110,000	×		=
	四成首とペノー※3 相	D重件U	出展者以外 ¥220,000		×		=
	会場案内図加	5告※2	¥7	7,000	×		=

% 1	会員とは.	一般社団法	人日本能率協会の法ク	人会員をさします。
•	五見しばい	がメルコンムノ	(日本版十 脚五の四)	(五見でこしの)

※5 初めて出展する場合に限ります。

	受付①	受付②	受付③	請求書発行日	備考	
					新一	*
事務局記入欄					継一	
					/有	

3	出展者名	(共同出展情報等含む)	(本展ホームページに掲載いたします)
J	ижна	(大川山瓜川和廿口七)	(

- ・共同出展者を表記する場合には、貴社名も合わせて以下にご記入ください。
- ・記載なき場合は会社基本情報に記入された会社名を掲載します。
- ・ブランド名(例:日本能率協会 ⇒ JMA)による標記をご希望の際にもご記入ください。

「記入例:JMA/日本能率協会

JMA / Japan Management Association ※後日、変更することも可能です。																				
	□ 会社基本情報に記入した会社と同じ																			
出		変更 → 右	記どち	らかし	こチェッ	ックの	うえ、以	下に出居	異者名を	ご記入く	ださい。	(二 共同	司出展会	社あり	□ブ	ランド名	使用)			
出展者名	和文	フリガナ																		
名																				
	英文																			
※法人の種	類は挑	弱載いたしま	きせん。																	
4 希	望フ	ースタ	ノイフ) (4	ブー:	ス以.	上の出	展者の)み、希	望のタ	ノプに	√印	をお付	けくた	さい。)				
	シン	ノグルブ	ース						□ ダ:	ブルブ	ース (4	ブース以	(上)			スペ	ースプ	ース	(8ブース	以上)
2.97m *** 2.97							<u>目印</u> 5.94m	※床カーベ ※床カーベ 2.97m		性切	D)(\$/L		[.		日隅の目印 ※床面カーベッ バネル設置祭	小無 _	~ ⁷			
注2)8	注1)4ブース以上はダブルブースが選択できます。 注2)8ブース以上はスペースブースの提供が可能です。 ※ご希望に添いかねる場合もありますのでご了承ください。 ブース位置の決定について(必ずお読みください) グースは置の決定について(必ずお読みください) のうえ、会場構成計画に沿って事務局が決定いたします。ホール・通路の指定等はできませんので予めご了承ください。 ブース位置の発表は、8月下旬の出展準備資料の発送をもって変えさせていただきます。																			
5 出	展展	示会•:	カテ	ゴリ	—	貴社	土の希	望す	るカラ	゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゠゙゙゙゙゙゙	-15	に/1	印をお	付け	くださ	ران _•				
農業	美資材	、畜産・	水産資	材			スマー	ト農業・	・畜産・	水産		鳥獣被	害対策	・ジビエ	利活用		生鮮加	工・流通	i	
□ フ-	-ドロ	ス対策					草刈り	・除草ワ	フールド			漁業・	養殖				「まるご	と!農・	蓄・水産マ	アルシェ」
□ 病語	[虫対	策					暑さ・	豪雨対策	ŧ			施設園	芸特集							
*ブース 6 主 *現在	数や水 な出 予定	_{会場内ゾー} ・ガス設備の は展製 している の変更を	部合に 引(4 出展勢	より、」 そのな 場品・!	Ŀ記ゾー と字じ サービ	-ニング 以内) ごスに	がさおりに) ついて	ならない記載く	場合もごった	ざいます <i>の</i> 。記載 <i>の</i>	うで、予め	ご了承くた		ホーム	ページ	の該当	iペー ジ	に掲載	じます。)
		給排力	K設備	i [ガス設	備]			搬ス	出時二	ユニック	ク車利用	∄ □	
※試飲・試食を行う場合は、保健所の指示によりブース内に給排水設備の設置が必要になる場合があります。 ※上記設備を使用しない場合でも、会場配管・配線の都合上、ブース内に配管・配線を通させていただく場合がありますのでご協力ください。 8 来場ターゲット業種・職種 ※今回の出展に際し、期待する来場者層(業種・職種etc)を詳しくご記入ください。主催者側の動員の参考にします。																				
※ブー	9 通信欄 ※ブース位置にて、離して欲しい企業や隣接を希望する企業がある場合には必ずご記入ください。 なお、「コーナーブース指定権」に申し込みされない場合は、2面開放位置のご要望をお受けできません。																			

■お申込みいただいた出展者様名を本展ホームページ、メール配信等で順次公開させていただきます。

※公開を希望されない方はこちらにチェックを入れてください。→ □

お取り扱いについて

-般社団法人日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は小会の個人情報等保護方針(https://www.jma.or.jp/privacy/)をご覧ください。今回、ご記 入いただきました出展者の皆様の個人情報は、本催しの出展に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。なお、個人情報は本催しに関する確認・連絡 および各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社および郵便物配送業者)に預託することがありますのであらかじめご承知おきください。

^{※3} 希望する発表スケジュール枠(A1~B5)を2つ記入してください。事務局にて調整後、ご連絡いたします。 ※4 本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用します。

九州アグロ・イノベーション - 九州みどりの食料システム EXPO 2026 -

第1条(出展資格)

(1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、 「出展の手引」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に 限ります。

(2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者 であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判 断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り 消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開 示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展 者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いませ ん。なお、次のような事例もこれに該当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあ ることが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそ ぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、こ れにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると 判断される場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまで の展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並 びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合 ⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合 (3)本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものと みなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされな いよう十分ご留意ください。

第2条(出展物)

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主 催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。 ①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物

②引火性・爆発性または放射性危陥物

③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれ のある物

④裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた場 合を除く)

⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物

⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良 俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支 障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前 はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止さ せていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条(2) (3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展してい た場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、 もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた 出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りや めもしくは規制に従っていただきます。

(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合 は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース 料の3倍に相当する金量を即時に支払うとともに、主催者は、 当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展 物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これに つき出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わない ものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申込 みをすることとし、将来この点についての異議は一切受付け ません。

第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催者 主催の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、実演の 有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2026年10月28日から同年10月29日までの2 日間とし、展示時間は10:00から16:00までとします。

第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。(消費税10%込) ■ 問口2 97m× 麻行き2 97m× 喜さ2 7m (約9㎡)

(税込)	77111人英门で2.57111	· (E) C 2.7 · · · (N)
	早期申込	通常申込
会員*	¥ 297,000	¥341,000
会員外	¥ 341,000	¥385,000

※本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。 ■ ミニブース:間口1.5m×奥行き1.5m×高さ2.7m(約2.25㎡) 申込ブース単価(税込) ¥110.000

■出展ブース料に含まれるもの

1)基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様ビニール 仕上げの後壁、側壁)。

2)ポスター:公式ポスターを提供します。

3)招待状:和文招待状、封筒のセットを提供します。 4)電気工事:100V/300Wまでの一次側幹線工事。

6)会期中の会場警備全般(搬入・搬出時含む)

7) 会期中の空調・昭明(搬入・搬出時会か)

8)会期中の清掃(出展者ブース内を除く、搬入・搬出時含む) 9)会場内装飾

10)主催者による来場動員プロモーション

11)来場者登録システム

5)ブース番号板

第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支払 い期限等については下記によります。

〈出展申込み方法〉

オンラインの申込みフォームに入力、あるいは本規定表 面の出展申込書に所定事項をご記入のうえ郵送にてお 申込み下さい。また、一般社団法人日本能率協会主催の 展示会に初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社 経歴書(または会社案内)、出展予定商品のカタログ(ま たは取扱商品カタログ)を事務局までご提出ください。 なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付 をお断りすることがありますので、あらかじめご了承くだ

〈出展申込み期限〉

早期申込:2026年5月29日(金)

通常申込:2026年7月31日(金) ※ただし、予定ブース数になり次第、締め切らせていた だきます。

〈出展由込み先〉

■九州アグロ・イノベーション-九州みどりの食料システムEXPO-事務局

一般社団法人日本能率協会 経営・人材革新センター内 〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 TEL:03-3434-3453 FAX:03-3434-8076 E-mail:ai-e@jma.or.jp

〈出展料金支払い方法〉

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りします ので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数 料は貴社にてご負担ください

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を 取り消させていただく場合もございますので、あらかじ めご了承ください。 〈支払い期限〉 2026年8月31日(月)

第7条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約という) の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発 送した時点又はその旨の電子メール等を出展者に送信した 時点とします。

第8条(出展物の管理)

(1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブース内 への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管理をして ください

(2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変そ の他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷その 他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いま

第9条(事故防止及び責任)

(1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、 最善の注意を払い、事故、テロリズムの発生及び感染症のま ん延等(以下、「事故等」という)の防止に努め、万一事故等 が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。 (2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・ 制限その他事故等防止のために必要な措置を取り、あるい はこれを命ずることができ、出展者はこれに異議なく応ずる ものとします。

(3)主催者は、自らの責に帰すべき場合を除き、発生した事故 等につき一切の責任を負いません。

第10条(展示会開催の変更及び中止)

(1)主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のま ん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原 因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、また は展示会の開催を中止する決定ができるものとします。

(2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予 測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場 合は、展示会の開催を中止する決定ができるものとします。 (3)(1)および(2)の場合、主催者は、これによって生じた出展 者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

(4)主催者が、(1)に基づき、展示会を早期閉会、開催延 期、規模縮小または会場の移転とする決定をした場合であ っても、出展者は出展ブース料及びオプション料(2面開放 権及びスマート装飾に関する費用など、出展ブース料以外 で、主催者と出展者間の直接契約から発生した費用、以下 出展ブース料と併せて「出展料」という。)の全額を支払うも のとし、既に支払った出展料については返金しないものとし

(5)①主催者が、(1)又は(2)に基づき、展示会の開催を中止 する決定(以下「中止決定」という。)をした場合、同決定の時 点で、当該展示会の出展料の全額を支払った出展者に限 り、以下のア~ウから1つを選択することができます。

ア 同年度の類似展示会へ出展

(ただし、当該展示会の出展料の金額が開催中止となった 展示会の出展料の金額を上回る場合は、出展者はその差額 を支払う事とします。開催中止となった展示会の出展料の金 額が当該展示会の出展料の金額を上回る場合は、主催者 はその差額を返金します。)

- イ 次年度の同じ展示会へ出展
- ウ 出展料(税込)の70%を主催者より返金

②出展者は、中止決定後7営業日以内に、前項の選択をし て、主催者に通知するものとします。

③出展者が前項の期限内に前項の通知をしない場合は、第 1項の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金が受けら わかくかります

④主催者が中止決定をした時点で、出展者が当該展示会の 出展料を支払っていなかった場合には、当該出展者は同展 示会の出展料(税込)の30%を主催者に支払うこととします。

第11条(出展者による出展の取消)

(1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約 (申込みブース数の削減やオプションの取消・削減を含む。 以下、本条において同じ)は、主催者においてこれを了承しな い限り認めません。

(2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部ま たは一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下 のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません

いたおりのう 「V Cルイナと又はなりないないないないない。							
期限	キャンセル料						
各申込期限(早期、通常)の翌日から下記 該当日前日	税抜出展料の50%						
出展者説明会開催日または出展者説明 会を実施しない展示会においては出展 ブースレイアウト発表日以降	税抜出展料の100%						

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部 または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した 時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・ 解約の場合のキャンセル料の「税抜出展料」とは、取消・解 約される分に相当する税抜出展料の額とします。

第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要と する場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国 手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きなら びに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。ま た、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契 約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条に よりキャンセル料を支払わなければなりません。

第13条(搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

マリンメッセ福岡 B館

②搬入期間 2026年10月27日(火) 8:00~18:00

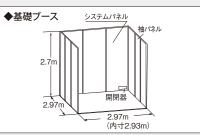
③搬出期間

2026年10月29日(木)16:00~21:00(予定) ※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了 してください。また、上記終了時間については変更になる 場合があります。詳細は「出展の手引」をご確認ください。

④展示ブースの基本設備

a.基礎ブース

基礎ブースは、主催者側で背面パネル・袖パネル(シス テムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して施工し ます。その他、展示ブース内の装飾(展示台、棚等)は、出 展者の負担となります。



b.標準ブース

ブースを設置することがあります。

(i) 1ブースは間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.7mと し、これを単列または複列に配列します。 ただし主催者は、出展規模、展示物の状況等により変形



注1)3ブース以下は、シングルブースとなります。

注2)4ブース以上はダブルブースが選択できます。 注3)原則として6ブース以上はスペースブースの提供が 可能です。

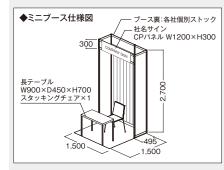
ただし、スペースブースでご出展の場合、場所に制限が あります

(ii)各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。

(システムパネル仕様・白ビニール仕上げ) (iii)隣接ブースが無い場合は、間仕切りはつきません。

c.ミニブース 主催者側で、背面パネル・袖パネル(システムパネル仕 様、白ビニール仕上げ)を統一して施工します。

社名版・長テーブル・イス・パンチカーペットを設置します。 その他、展示ブース内の装飾は出展者の負担となります。



⑤電気設備

1ブースにつき単相100V/300W容量までの電気供給 一次側幹線工事は、主催者側において行います。供給 幹線はブース内まで配線し、開閉器を設けます。それ以 トの幹線工事および二次側電気工事と電気使用料は、 出展者の負担となります。

6給排水設備

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展 者の負担となります。

第14条(諸経費の負担)

(1)電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に 定める申込手続きを取り、供給会社等から請求を受けた所 定料金を支払うものとします。

(2)出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者の 行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠 償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条(出展規定の変更)

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変 更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後 の新規定等を遵守することとします。

第16条(禁止事項)

出展者の次の行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又 は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あ るいは担保に供すること。

②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺 に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但 し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品 を搬入すること。

④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭い・ パフォーマンス等)をすること。

⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為 をすること。

⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこ れを目的とする出展(但し、主催者が予め認めたものは除く)。 ⑦出展ブース内に宿泊すること。

⑧その他本出展規定において禁止された事項。

第17条(契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展 者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することが できるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、 出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。 ①出展料金の全部又は一部を支払わない場合

②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規 定及び指示に従わない場合

③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合 ④出展ブースを使用しない場合

⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、 破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合 ⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合

⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき

(8)著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき ⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引」や指示

に違反した場合 第18条(原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問 わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展 ブースを明け渡さなければなりません。

①出展ブースを原状に回復すること。但し、出展者が回復工 事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その曹 用は出展者が負担するものとします。

②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残置 した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分すること ができるものとします。ただし、処分に要する費用は出展者が 負担するものとします。

③出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、名目 を負いません。 の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備について 支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、 権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展ブース内 に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを 主催者に請求することはできません。

④出展者が、本出展契約終了後出展ブースを明け渡さない ときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展ブ ース料(ただし、日割計算による)の3倍相当の違約金及び諸 費用を主催者に支払い、かつ明渡し遅滞により主催者が損 だきます。

第19条(遅延損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞し た場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害 金をお支払いいただきます。

第20条(立ち入り点検)

(1)主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防 火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出 展者に通知した上で出展ブースに立ち入り、これを点検し、 適宜の措置をとることができるものとします。ただし、非常の 場合主催者があらかじめこの旨を出展者に通知することが できないときは事後の報告をもって足りるものとします。

第21条(出展の手引等)

りません。

出展者は、主催者の定める「出展の手引」並びに指示を、本 出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

(2)前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければな

第22条(ブース内の出展者常駐)

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時 着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者との応 対、出展物の管理にあたることとします。

第23条(マイク使用の禁止と音量規制)

(1)マイクを使用した商品説明は原則として(詳細は「出展の 手引 を参照)禁止します。

(2)ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、 ブース前面2メートルにて計測して70デシベル以下とします。 (3)館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第24条(廃棄物の処理)

(1)展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・クズ は、出展者の責任によりお持ち帰りください。

(2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者 が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直 ちにお支払いいただきます。

第25条(装飾・施工)

(1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁 止します。

(2)展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。 (3)装飾物についての高さは「出展の手引」に記載のある高さ によります。ただし主催者が特別に許可した場合においては この限りではありません。

(4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限 り、禁止します。

(5)出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項 を遵守するものとします。

(6)出展者が本条(1)から(5)のいずれかに違反し、主催者から 是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従 わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その違 反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展 者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請 求もしないこととします。

第26条(火災・盗難・その他の事故等)

(1)主催者及び本展示会に関して主催者と雇用、請負、業務 委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体(以下、 本条において主催者らという)は、本展示会に関わる火災、 盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出 展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、決 人、その他団体ならびに展示会来場者を含む被った損害

(各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損

害)について一切の責任を負いません。 (2)主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会 場案内図、Web掲載情報、プロモーション用資料等一切の 製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任

(3)出展者は、自己又は当該出展者と雇用、請負、業務委託・ 提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、故意 又は過失により、火災、盗難、その他一切の事故・事象を生 じさせ、主催者又は展示会来場者を含む第三者に損害(所 有物の破損壊・消失・紛失当を含むあらゆる損害)を負わせ た場合には、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第27条(個人情報の取り扱いについて)

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード等 のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報につ 害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いた いては、出展者における個人情報保護に関する規則に基づ き管理するものとする。

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたとき は、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

第28条(管轄裁判所)

本契約の効力、解釈及び履行は日本法に準拠して行われる

第29条(準拠法)

ものとします。

(2021年11月2日改定)